

宍粟市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

資料1

第4次宍粟市障がい者計画 第7期宍粟市障がい福祉計画 第3期宍粟市障がい児福祉計画 (案)

令和6年3月
宍粟市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の推進体制	6
第2章	統計データからみる市の現状	
1	人口の状況	8
2	障がい者手帳所持者の状況	9
3	アンケート調査結果の概要	11
第3章	第4次障がい者計画	
1	基本理念	20
2	計画の体系	21
3	基本目標の基本的方向	22
第4章	第7期障がい福祉計画	
1	成果目標、サービス見込量の実績	36
2	成果目標	43
3	サービスの見込量と確保策	48
第5章	第3期障がい児福祉計画	
1	成果目標、サービス見込量の実績	62
2	成果目標	64
3	サービスの見込量と確保策	66
資料編		
1	障がい者施策に関わる主な法整備	68
2	宍粟市地域自立支援協議会 名簿	70
3	計画策定経過	71
4	用語集	72

< 「障害」「障がい」の表記について >

「障害」の「害」の字については、ひらがな表記とするよう統一しています。ただし、国県の法令の名称やそれに規定された用語、人や人の状態を表さない場合などは、元の表記に従っています。

また、障害者や障害児など人をさす場合には、「障がいのある人」「障がいのある児童」という表現としています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障がい者施策の充実に向けて

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

平成 26 (2014) 年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成 28 (2016) 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が施行されました。その後、平成 30 (2018) 年には文化芸術活動を通じて個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和 3 (2021) 年には「合理的配慮」の提供を国や自治体だけでなく民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」を制定、令和 4 (2022) 年には情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの障がい者施策に関する法整備が進められてきました。令和 5 (2023) 年には、地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

障がい者施策に関するニーズは、国全体の超高齢化社会を背景に、本人の高齢化や障がいの重度化、介護する同居家族の高齢化などへの対応が求められるほか、発達障がいや医療的ケア児をはじめとして、障がいの特性に応じた切れ目のない支援が必要とされるなど、多様化・複雑化しています。

こうした背景を踏まえ、「第 3 次宍粟市障害者計画」「第 6 期宍粟市障害福祉計画」「第 2 期宍粟市障害児福祉計画」の計画期間が令和 5 (2023) 年度をもって終了することから、令和 6 (2024) 年度からの新たな計画 (以下、「本計画」という。) を策定します。

本計画は、上位計画にあたる総合計画や地域福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

(2) アフターコロナとSDGs

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の健康を損なうだけでなく、日常生活や社会経済へ深刻な影響を及ぼしました。障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しましたが、障がい福祉サービスでは、事業者や関係機関の協力と適切な対応により、一時的な利用制限はあったものの、感染対策に努めながら概ねサービスの提供体制を維持することができました。その一方で、感染拡大防止のための外出自粛が影響し、社会参加や地域との交流機会の減少、家族のかかわりの変化などにより新たな課題が浮上したところです。

今後、感染症拡大時に浮き彫りになった課題への対応や、障がいのある人が感染症の流行や災害発生などの緊急時に深刻な影響を受けやすいことを踏まえながら、本計画の対象とするすべての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者施策を進めていく必要があります。

また、近年、障がいのある人々の生活に大きく関係するSDGsに注目が集まっています。SDGsは、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のことで、すべての人が社会の中で出番があり、居場所がある社会を築くことをめざしています。その根底にある「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画のめざす地域共生社会の実現と方向性を同じくするものです。

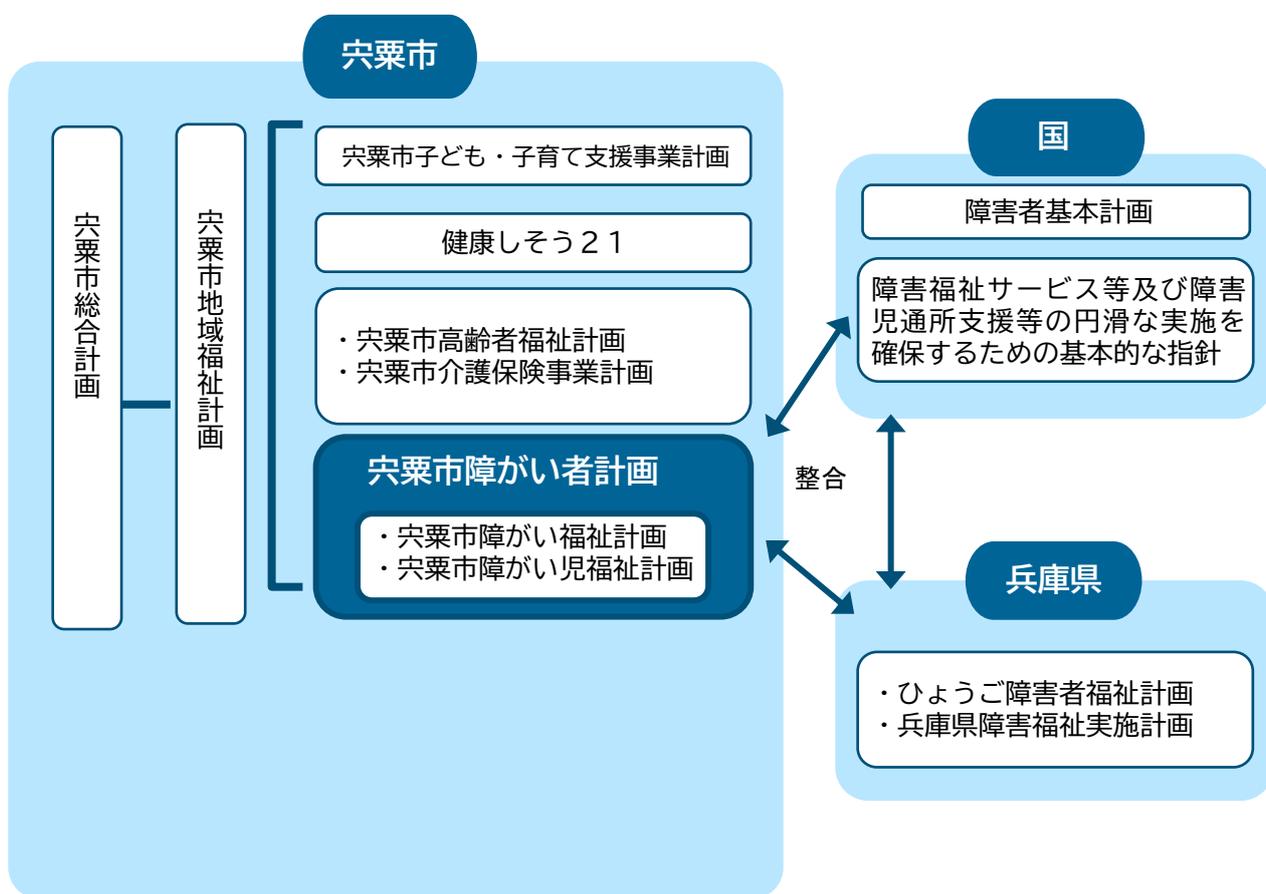
本計画においては、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいの有無に関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法¹第 11 条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法²」）第 88 条及び児童福祉法³第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、宍粟市の将来像を定めた宍粟市総合計画⁴及び社会福祉法の規定に基づく宍粟市地域福祉計画、その他法律の規定による計画と整合を図ります。



1 障害者基本法:障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

2 障害者総合支援法:地域社会における共生の実現に向けて、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。

3 児童福祉法:児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。

4 宍粟市総合計画:宍粟市のまちづくりの目標となる計画。

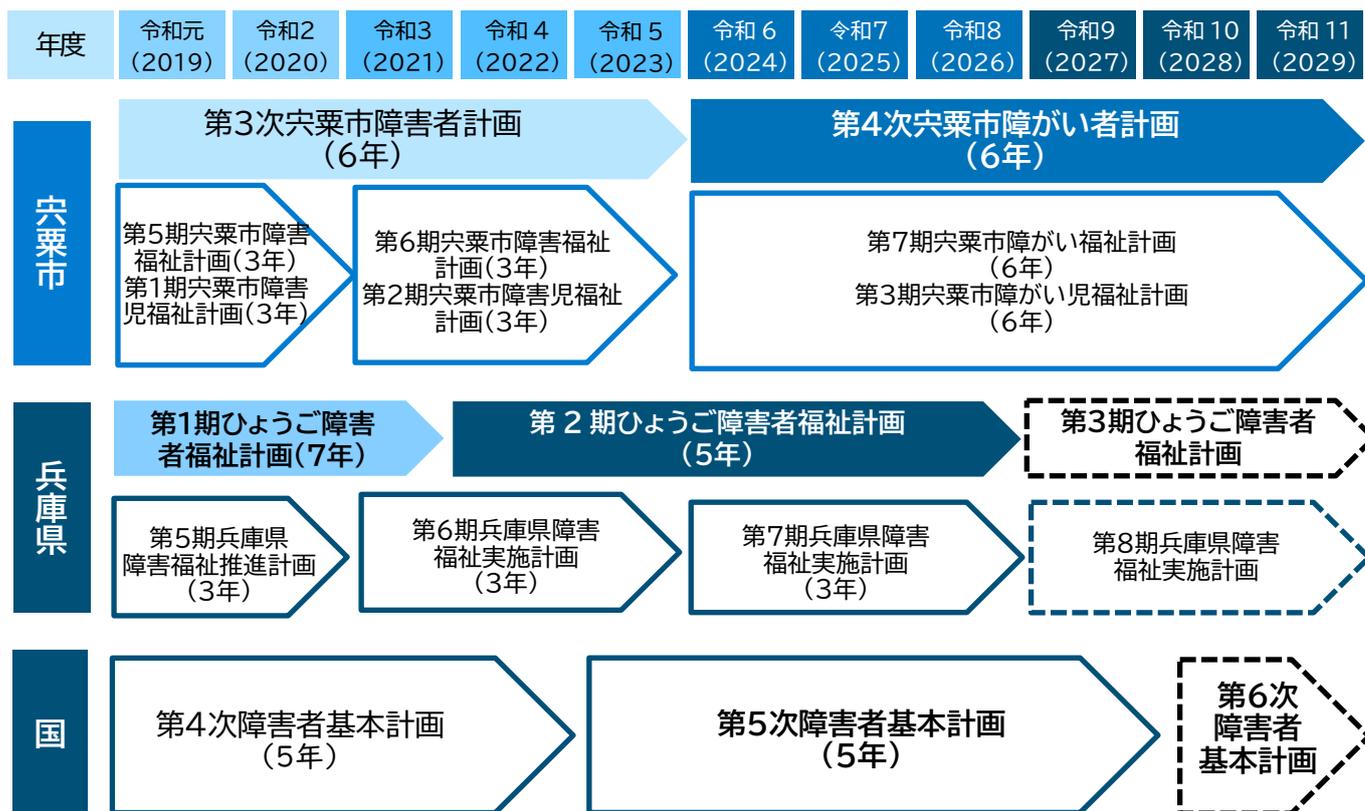
(2) 計画の対象

本計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい⁵のある人や難病患者です。精神障がいには、高次脳機能障がい⁶、認知症等も含まれます。そのうち、障がい児福祉計画では、児童を対象としています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は、これまで3か年としてきましたが、障がい者計画の期間にあわせ6か年に延長します。なお、計画の中間時には、国の基本指針に基づき、成果目標や見込量等の見直しを行います。



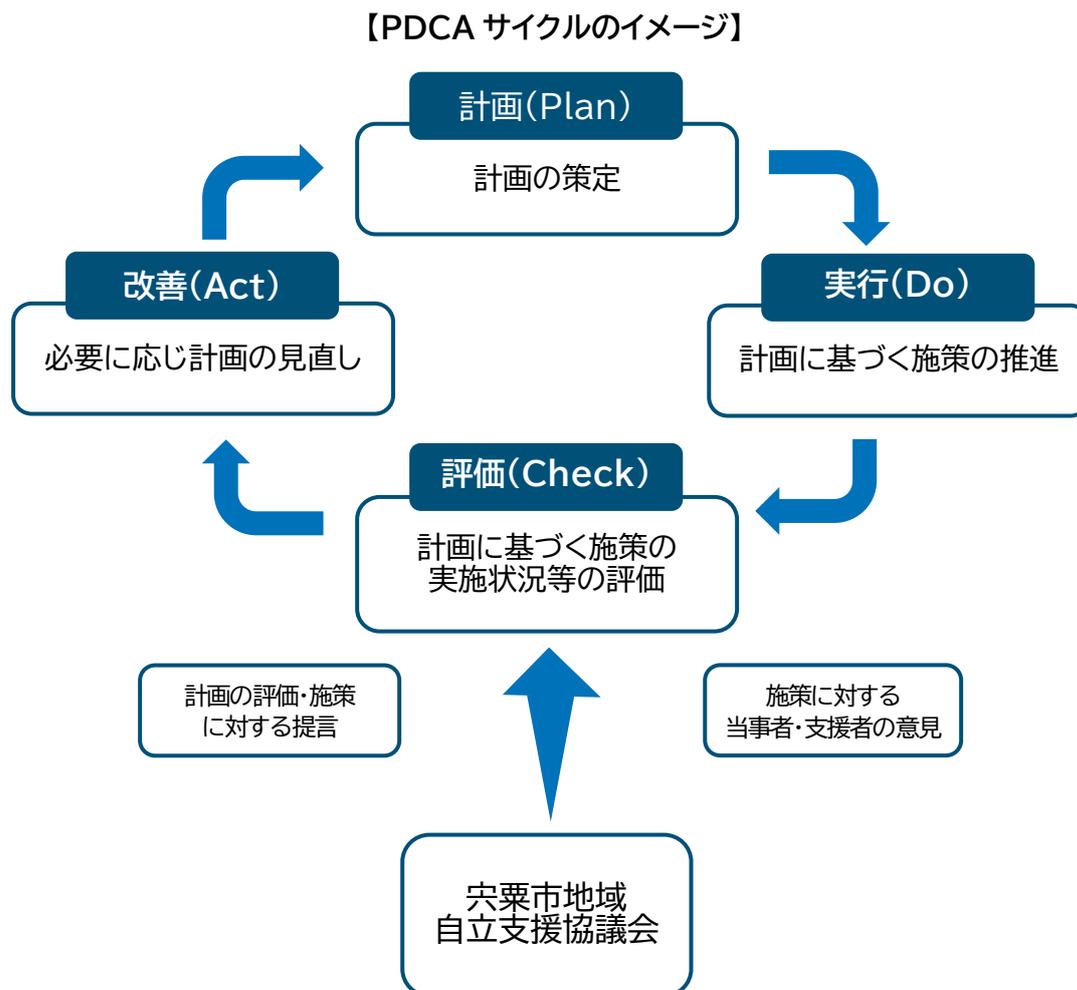
5 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

6 高次脳機能障がい：怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。

3 計画の推進体制

全庁体制で、毎年、進捗状況の検証を行うとともに、国や県、関係機関と相互に連携し施策を進めます。

また、PDCAサイクル⁷の考え方のもと、成果目標及び実績については、「宍粟市地域自立支援協議会」を中心に、定期的に評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。



7 PDCA サイクル:業務を円滑に進めるために Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) を繰り返し行うこと。

第2章

統計データからみる市の現状

1 人口の状況

総人口の推移を見ると、年々減少傾向にあり、平成31年から令和5年までの5年間で2,728人(7.2%)減少しています。

65歳以上の人口は横ばいで推移し、15歳未満と15～64歳の人口は減少傾向にあります。

(1) 人口の推移

(単位:人)

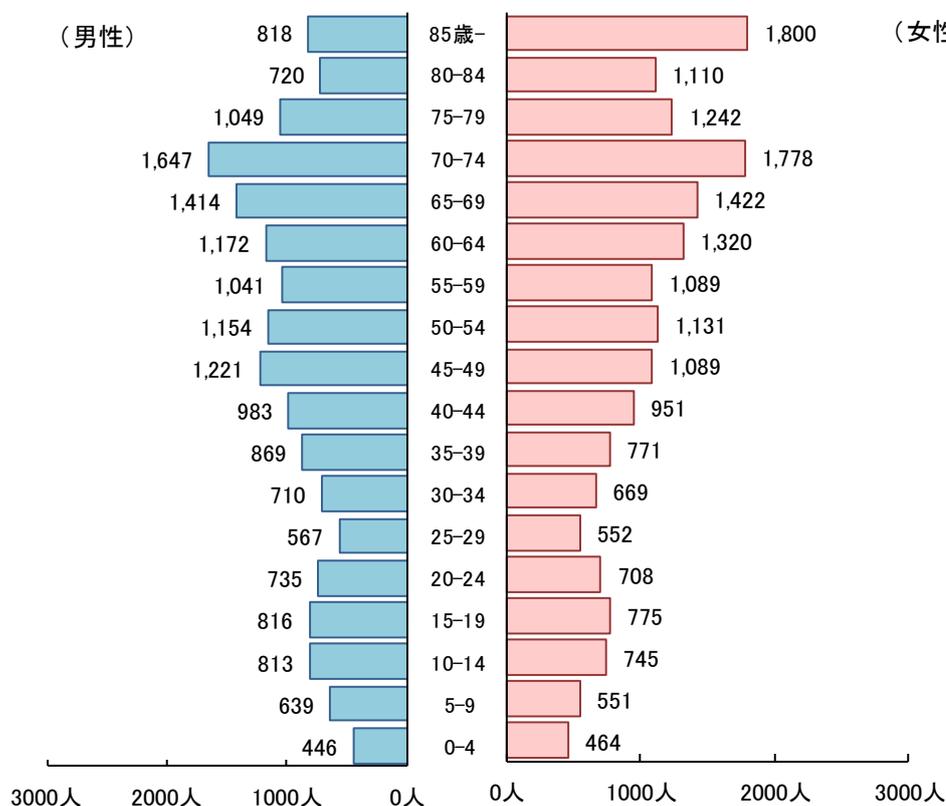
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
15歳未満	4,289	4,151	3,954	3,789	3,658
15～64歳	20,482	19,897	19,368	18,830	18,323
65歳以上	12,938	13,038	13,038	13,048	13,000
総人口	37,709	37,086	36,360	35,667	34,981

各年3月末現在

資料：住民基本台帳

(2) 人口ピラミッド (令和5年3月末現在)

(単位:人)



資料：住民基本台帳

2 障がい者手帳所持者の状況

障がい者手帳の所持者数の総数は減少傾向にあり、令和5年は平成31年に比べて161人少ない2,168人となっています。障がい種別では、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加傾向にあります。この傾向は、平成31年以前から続いており、相談支援の体制が整ったことで、サービスや制度の理解が深まり支援につながっているものと考えます。

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,768	1,732	1,663	1,606	1,552
療育手帳	357	363	376	384	388
精神障害者保健福祉手帳	204	227	218	216	228
計	2,329	2,322	2,257	2,206	2,168

※各年3月末現在

資料:障がい福祉課

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の状況

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18~64歳	7	7	0	1	3	3	21
	65歳以上	24	23	5	4	6	6	68
	合計	31	30	6	6	9	9	91
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	2	0	0	0	3	5
	18~64歳	1	11	2	3	1	0	18
	65歳以上	0	22	8	24	2	39	95
	合計	1	35	10	27	3	42	118
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18~64歳	1	1	2	4			8
	65歳以上	0	0	6	3			9
	合計	1	1	8	7	0	0	17
肢体不自由	18歳未満	7	3	2	2	0	0	14
	18~64歳	65	60	41	49	27	21	263
	65歳以上	87	128	108	186	74	37	620
	合計	159	191	151	237	101	58	897
内部障がい	18歳未満	3	0	1	0			4
	18~64歳	42	1	15	12			70
	65歳以上	233	1	32	89			355
	合計	278	2	48	101	0	0	429
合計	18歳未満	10	5	4	3	0	3	25
	18~64歳	116	80	60	69	31	24	380
	65歳以上	344	174	159	306	82	82	1,147
	合計	470	259	223	378	113	109	1,552

令和5年3月末現在

資料:障がい福祉課

(3) 障がい程度別療育手帳所持者数の状況

(単位:人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A(最重度・重度)	24	112	19	155
B(中度・軽度)	48	168	17	233
合計	72	280	36	388

※令和5年3月末現在

資料:障がい福祉課

(4) 等級別精神障害者福祉手帳所持者数の状況

(単位:人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	0	12	17	29
2級	1	106	23	130
3級	1	61	14	76
合計	2	179	54	235

※令和5年3月末現在

資料:障がい福祉課(宍粟市システムデータより)

(5) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数

(単位:人)

			平成31年	令和5年
特別支援学級	児童数	小学校	71	80
	生徒数	中学校	28	30
特別支援学校	児童数	幼稚部	0	0
		小学部	7	6
		計	7	6
	生徒数	中学部	15	8
		高等部	17	23
計		32	31	

※各年5月1日現在

資料:教育総務課、学校教育課

3 アンケート調査結果の概要

(1) 生活実態調査

この調査は、「第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある人の生活の実状やニーズ、意識などを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

【調査概要】

- 調査地域：宍粟市全域
- 調査対象者：市在住の障がい者手帳所持者、自立支援医療の受給者、障がい福祉サービスなどの利用者全員 2,385 人
- 調査期間：令和5年1月13日～令和5年2月15日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収率：55.7%

調査票配布数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
2,385	1,328	55.7

- 調査項目
 - 性別・年齢・家族などについて
 - 障がいの状況について
 - 住まいや暮らしについて
 - 日中活動や就労について
 - 相談や福祉の情報について
 - 権利擁護について
 - 災害時の避難等について
 - 障がい者施策等による支援について

【調査結果】

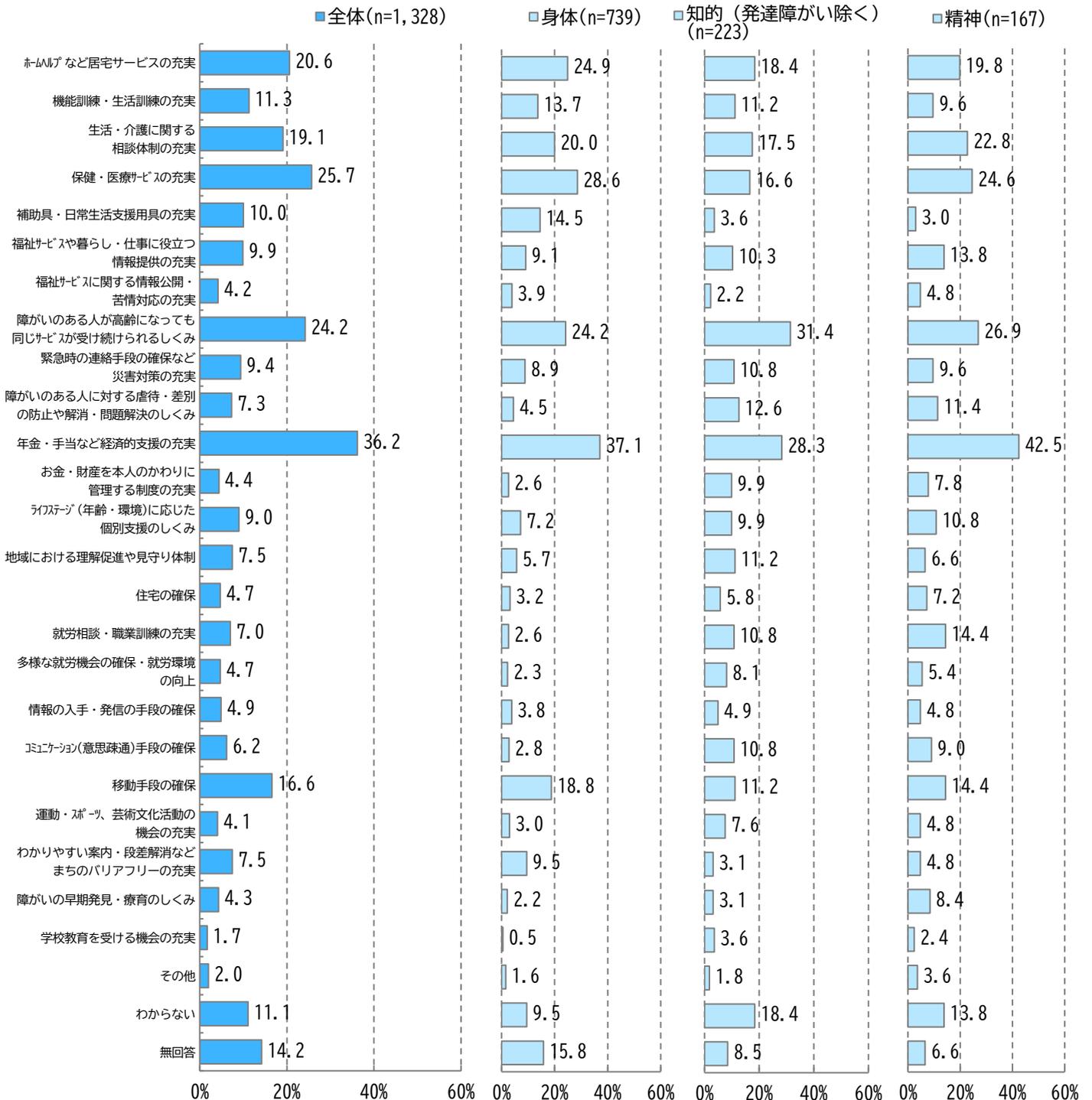
調査結果は「生活実態調査報告書」(別冊)として取りまとめています。

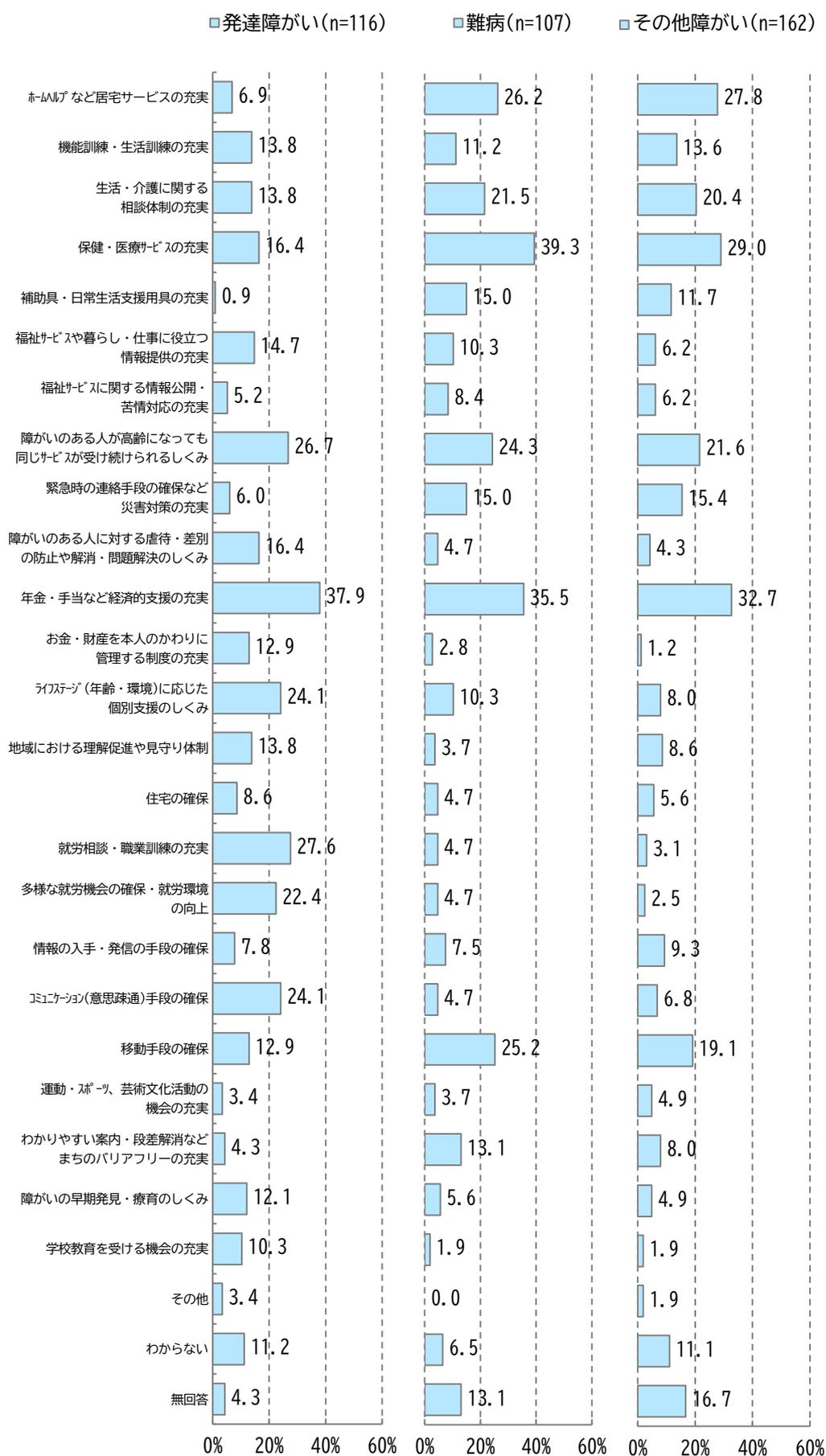
調査結果より、設問「将来もっと暮らしやすくなるために必要なこと」についての回答を抜粋しました。

【抜粋】 ■設問「将来もっと暮らしやすくなるために必要なこと」

全体では「年金・手当など経済的支援の充実」が36.2%と最も高く、次いで「保健・医療サービスの充実」が25.7%、「障がいのある人が高齢になっても同じサービスが受け続けられるしくみ」が24.2%となっています。

(複数障がいの場合があり、各区分の合計数は全体数と一致しません。)





【前回調査との比較】

前回（平成29年）調査と比べて、将来必要とすることの回答の順序に変わりはなく、障がい者施策の充実に向けて、今後も引き続き、国や県の施策と連動した取組や介護保険制度など他制度との連携が重要となっています。

回答の多い順	今回調査 (全体)	平成 29 年調査 (全体)
年金・手当など経済的支援の充実	36.2%	34.2%
保健・医療サービスの充実	25.7%	25.3%
障がい者が高齢になっても同じサービスが受け続けられるしくみ	24.2%	24.8%
ホームヘルプなど居宅サービスの充実	20.6%	19.3%
生活・介護に関する相談体制の充実	19.1%	17.6%
移動手段の確保	16.6%	15.7%

(2) 事業所調査

この調査は、「第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者施策の課題や障がい福祉サービスの見込量の方向性について、事業者に意見を求めるために実施しました。

調査結果については、「1. 課題とする事項」、「2. サービスの種類ごとのニーズと今後の方向性」、「3. 障がいに関する理解啓発について」の3項目にまとめています。

【調査概要】

- 調査対象：市内全事業所
- 調査時期：令和5年4月

【調査結果】

1. 課題とする事項

「課題がある」と意見が多かったものを①関係機関の連携体制の強化、②人材確保・育成、社会資源の充実、③就労支援の強化、④移動支援の充実に分類した。

①関係機関の連携体制の強化

【意見のまとめ】

- 各事業所の課題等を共有し、課題解決のための協議をする機会を設ける必要がある。すでに活動している就労支援事業所連絡会や相談支援事業所連絡会の場において、研修や課題検討の機会を取り入れるほか、障がい児通所支援についても円滑な支援が行えるよう、関係機関による情報共有の場を設置する必要がある。
- 社会資源の不足などの課題がある中で、今後も継続して必要なサービスを提供するためには、従事者の確保に向けて取り組むと同時に、関係機関の連携のあり方や地域におけるサポート体制についても見直す必要がある。
- 非常時（緊急時）の障がいのある人・障がいのある児童の受け入れなどに関しても、関係機関の情報交換、連携のあり方を検討するべきである。
- 学校や地域での生活をサポートするために、切れ目のない支援が必要である。
- すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にしながら暮らせるよう、公的なサービスに加えて、近隣や地域での支え合いのしくみや居場所づくり、ボランティア活動との連携などにも努める必要がある。

【方向性】

- ・関係機関との協議の場を設け、連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制づくりについて協議が必要

②人材確保・育成、社会資源の充実

【意見のまとめ】

- 相談支援専門員や介護職などの人材不足、社会資源の減少が危惧される状況の中、今後、ニーズが高まると見込まれるサービスの確保をどうするかが課題となっている。
- 具体的な人材確保のための支援、介護事業者の障がい福祉サービス事業への参入などを検討する必要がある。
- 人材の確保・育成に向けて定期的な研修会の実施、資格取得のための仕組みづくり、将来を担う若い職員や期間によって柔軟に対応できる短時間勤務の職員の確保が求められている。

【方向性】

- ・具体的な人材確保のための支援を検討
- ・介護事業所に対し、障がい福祉サービスへの新規参入の働きかけ
- ・従事者のスキルアップを目的とした研修会の開催
- ・介護支援専門員との連携強化
- ・大学訪問による PR や宍粟市総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ〜くステーション」との連携、介護人材確保事業の継続

③就労支援の強化

【意見のまとめ】

- 受託作業（内職）が減少すると、工賃アップが厳しく、そのことによって利用者の労働意欲が高まらない。受託作業を安定して確保するために、市内企業に対して、就労支援事業の理解啓発を行うとともに、受託作業の斡旋を働きかける必要がある。
- 市内企業からの就労機会の提供が少ない。一般就労の増加に向けて、関係機関と連携し、市内企業の協力を得るための方策が必要である。

【方向性】

- ・地元企業に対して、**受託作業**の斡旋の働きかけ
- ・就労機会の確保

④移動支援の充実

【意見のまとめ】

- サービスを利用できる事業者が山崎以外には少なく、山崎以外の方は家族が遠方への送迎をすることになり大きな負担になっている。そのため、送迎の手助けをする対策など家族の負担を軽減できる対応を検討する必要がある。
- 通所費補助や外出支援サービス事業など、地域の実情に応じた取組は事業所からも評価されている。
- 移動の手段が不足するという状況は、市の面積が広く、交通が不便という地域性から生じる課題である。通所費の支援や外出支援サービスを継続して実施するとともに、社会参加をさらに促進するため、移動支援（ガイドヘルプ）の充実や地域での協力者の確保に向けた検討をする必要がある。

【方向性】

- ・通所費の支援や外出支援サービスを継続
- ・介護者負担の軽減や移動支援の充実について検討

2. サービスの種類ごとのニーズと今後の方向性

【意見のまとめ】

- 介護者の高齢化への対応や介護者の負担軽減を図るため、居宅介護や短期入所など、在宅生活を支援する事業所の必要性が高いとする意見が多い。また、介護者なきあとの不安を取り除くために、地域における住まいの確保として、共同生活援助（グループホーム）の増加も必要である。
- 児童支援では、親の共働き、ひとり親世帯への支援の必要性が高まる等の理由から、放課後等デイサービスの増加を見込む事業所が多い。
- 社会参加を促進するため、移動支援の充実も望まれている。
- サービスの種類ごとでニーズの高いものは次のとおり。

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 相談支援
- 障がい児支援

【方向性】

- ・ニーズが高いサービスについては、令和6年度以降のサービス見込量に反映
- ・共同生活援助（グループホーム）開設支援の継続、定員増加への働きかけ

3. 障がいに関する理解啓発について

【意見のまとめ】

- 車いすの利用者などが住みやすく、介助者の負担軽減も図ることができる取組を進めることで、誰もが住みやすいまちづくりにつながる。
- 理解啓発事業は、継続することが大事である。普及啓発の方法として、事業所や地域を巻き込んだ啓発、就学時からの啓発、交流イベント等が効果的との意見があり、テーマや対象者、周知方法などを状況に応じて設定し、さまざまな角度からの啓発が必要である。
- 市民との交流の機会が生まれるパラスポーツや作品展などの取組は、利用者の励みになるとの意見があり、今後も定期的な開催が望まれている。また、事業所職員を対象とした研修会も理解啓発として必要である。

【方向性】

- ・市広報紙等による積極的な情報発信
- ・利用者のモチベーションをあげる企画、市民と交流するイベントを検討
- ・合理的配慮の周知とバリアフリー化の推進

第3章

第4次障がい者計画

『地域』で共に暮らせるまちづくり

この計画では、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することをめざします。

2 計画の体系

計画の基本理念である“『地域』で共に暮らせるまちづくり”のもと、5つの基本目標を掲げ、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進します。

基本理念

基本目標

基本施策

『地域』で共に暮らせるまちづくり

I

差別解消へ向けた啓発・教育の推進

- (1) 就学前教育・学校教育等を通じた豊かな心の育成
- (2) 職場・地域社会等における障がいへの理解啓発
- (3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発
- (4) 支え合う人づくりの推進

II

社会参加の促進

- (1) 意思疎通支援者の派遣と養成
- (2) 移動の支援
- (3) 就労・就労定着の支援
- (4) 文化芸術活動・スポーツの推進

III

地域生活支援の充実

- (1) 生活の支援
- (2) 権利擁護体制の充実

IV

保健福祉事業と相談体制の充実

- (1) 障がいの早期発見と療育体制の強化
- (2) 相談体制の充実

V

安心で配慮のあるまちづくりの実現

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備
- (3) 防災・防犯体制の充実

3 基本目標の基本的方向

基本目標Ⅰ 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

基本方針

教育や社会活動などを通じ、市民の障がいへの理解を深めるとともに、障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。

社会的背景及びニーズ

- 共生する社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず児童が共に教育を受けることができるようインクルーシブ教育の理念を取り入れた教育が進められている。
- 障がいを理由とする差別をなくすため、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の浸透を図るとともに、日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすための理解啓発をより一層継続的に推進することが求められている。
- 障がい者施策に対する市民の関心を喚起し、地域の支え合いを担う人づくりが求められている。

(1) 就学前教育・学校教育等を通じた豊かな心の育成

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① こどもの発達段階に応じた人権教育の推進	道徳性や社会性などが芽生える就学前の幼児期（保育所、幼稚園、認定こども園）や、知的・社会的能力が大きく発達する小・中学校期など、こどもの発達段階に応じた人権教育を行い、お互いの個性を尊重できる価値観を育みます。 また、障がいの有無の隔たりなく、児童が共に学ぶことを基本として、インクルーシブ教育の推進に向け全教職員の障がい特性等への正しい認識や、合理的配慮への理解のための取組を推進します。	○各校園所における人権教育年間指導計画の毎年の見直しをふまえた授業・保育の実践	学校教育課 こども未来課
継続	② 教職員等の指導力の向上	教職員を対象にした人権教育研修や教育研修所における自主的研修の充実などにより、教職員等の指導力の向上を図ります。	○市内教職員等を対象とした人権教育講演会の実施	学校教育課 こども未来課

継続			○市教育研修所 自主研修講座の 開催	学校教育課 こども未来課
----	--	--	--------------------------	-----------------

(2) 職場・地域社会等における障がいへの理解啓発

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 理解啓発 事業の充実	日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、市民や自治会、PTA などの団体を対象として、障がいへの理解を深める啓発や研修を行います。	○生涯学習推進協議会の活動による研修や啓発	まちづくり 推進課 各市民局まち づくり推進 課
継続			○人権施策推進計画に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進 ○人権擁護委員・市民人権推進員を対象とした研修の開催 ○市民を対象とした映画会・講演会の開催 ○人権啓発冊子の発行	人権推進課
拡充			○心のバリアフリー展など、障がい者理解啓発事業の実施 ○障がい者週間や障がい者雇用支援月間における啓発活動	障がい福祉課
継続	②「手話言語条例」に基づく手話施策の推進	「手話言語条例」に基づき、市民一人ひとりが「手話」を言語として認識し、手話及び聴覚障がいへの理解が広く浸透するよう、手話施策の推進に努めます。	○手話施策推進会議の開催 ○手話施策推進方針アクションプランの推進 ○手話教室の開催 ○ろうあ協会や手話サークルと連携	障がい福祉課

(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
拡充	① 合理的配慮の浸透促進	合理的配慮が広く市民や民間事業者に浸透し、実践されるよう普及啓発に取り組めます。	○市広報紙や市公式サイトなどによる啓発 ○ヘルプマークなど障がいに関するマークの啓発 ○民間事業者への訪問等による啓発	障がい福祉課
継続	② 市役所における合理的配慮の提供推進	職員対応要領の内容をすべての職員が理解し、日常業務の中で実践するよう、周知徹底に努めます。	○職員対応要領による合理的配慮の理解浸透と実践	障がい福祉課

(4) 支え合う人づくりの推進

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	地域福祉の担い手の確保・育成と連携の強化	地域福祉を進める団体と連携し、地域福祉の担い手の確保とその資質向上に努めます。 障がい者福祉に対する市民の関心を喚起するとともに、ボランティア団体等との連携を強め、公私協働による地域福祉を推進します。 また、点字・朗読・外出介助の奉仕員など、必要な支援の充実に取り組めます。	○宍粟市社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携	社会福祉課
継続			○青い鳥・くすの木学級の開催	社会教育文化財課
継続			○病院のボランティア活動	医事企画課
継続			○障がい者福祉に対する市民の関心を喚起 ○ボランティア団体との連携	障がい福祉課

基本目標Ⅱ 社会参加の促進

基本方針

障がいのある人が自立して地域で生活し、個性と能力を十分に発揮できるよう、就労に関する支援、移動手段の確保や文化・スポーツの機会の提供など、社会参加のための取組を推進します。

社会的背景及びニーズ

- 社会参加を促進するために、外出支援サービス事業を補完する多様な仕組みや障がい福祉サービスの充実等について、研究を進める必要がある。
- 障がい者就労施設等の提供する物品の優先調達や福祉的就労の工賃向上について、市内事業所と連携し継続的な支援を行うとともに、市内企業に向けて一般就労を働きかけるための啓発がさらに重要となっている。
- 芸術活動やスポーツを通して、社会参加への関心を高める必要がある。

(1) 意思疎通支援者の派遣と養成

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 意思疎通支援者の派遣	手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じて、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加を促進します。	○意思疎通支援事業による手話通訳者と要約筆記者の派遣	障がい福祉課
継続	② 意思疎通支援者の養成	手話通訳者や奉仕員の養成に向けた研修等を実施し、有資格者等の育成につなげます。	○手話通訳者等に対する研修の実施 ・レベルアップ講座 ・試験対策講座 ・手話奉仕員養成講座	障がい福祉課

(2) 移動の支援

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 移動手段の確保	医療機関への通院や社会参加等を支援するため、タクシーによる移動サービスを実施します。また、移動手段の多様化に向けた研究を行います。	○外出支援サービス事業の実施 ○障がい者支援施設等通所費支給	障がい福祉課 各保健福祉課
継続	② 自家用車による外出の支援	自家用車での外出を支援するため、自動車改造や運転免許取得への助成をします。	○自動車改造費・運転免許取得費の助成	障がい福祉課 各保健福祉課
継続	③ 公共交通による外出の支援	精神に障がいのある人を対象に、路線バス運賃の半額を助成し、社会参加を促進します。	○路線バス運賃の助成	まちづくり推進課

(3) 就労・就労定着の支援

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 市役所における障がい者就労施設等からの製品購入	就労機会の確保などに資するため、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を継続的に行います。	○障がい者就労施設等優先調達推進方針を策定 ○物品・役務提供一覧の作成	障がい福祉課 各担当課
継続	② 一般就労・就労定着へ向けた支援	市内の事業所等に対する雇用促進へ向けた啓発や就労移行支援事業の実施などにより、一般就労を促進するとともに、職場で長く働き続けられるよう支援します。	○市内の就労継続支援事業所や関係機関との情報連携 ○市内事業所への雇用促進の啓発 ○就労移行支援、就労定着支援	障がい福祉課
継続			○就労準備支援	社会福祉課
継続			○産業立地促進条例に基づく障がい者雇用奨励助成	商工観光課
継続			○市役所における障がい者雇用	総務課
継続	③ 福祉的就労の場の提供と就労条件改善に向けた取組	就労継続支援事業所（A型・B型）と連携し、製品の利用促進や販路拡大を図るとともに、市内企業へ受託作業（内職や施設外就労など）の斡旋を働きかけ、工賃向上につなげます。	○就労支援事業所連絡会を隔月で開催 ○販売会の開催 ○事業所紹介パンフレットなどによる事業所活動の啓発	障がい福祉課
拡充			○農福連携事業の実施	農業振興課 障がい福祉課

(4) 文化芸術活動・スポーツの推進

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 自主活動の支援	仲間づくりや市民との交流の機会を提供するため、障がい者団体等の活動を市広報紙で紹介すると	○パラスポーツの普及 ○スポーツ施設の使用料の免除	まちづくり推進課

継続		もに、施設の利用料の減免を行うなど、社会参加を促進します。	○団体活動やパラスポーツの紹介	障がい福祉課
拡充	②文化芸術活動、スポーツの機会の提供	文化芸術活動・スポーツへの参加を通じて、生きがいや社会参加の促進、健康増進を図ります。	○作品展の開催 ○スポーツ大会・スポーツ教室の開催	障がい福祉課

基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実

基本方針

一人ひとりの権利が保障され、地域で安心して生活を送れるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児通所支援等の充実に取り組むとともに、日常生活を包括的に支援できる体制の整備に努めます。

また、人権擁護のため、虐待の防止や成年後見制度の利用促進などに努めます。

社会的背景及びニーズ

- 本人や介護者の高齢化などにより、さまざまなニーズに対応できるようサービスの提供体制の充実が求められている。
- 相談支援専門員や介護職などの人材不足や社会資源の減少が危惧されるなか、具体的な人材確保・育成の検討や関係機関との連携によるサービス提供体制の必要性が高まっている。
- 地域での安心した暮らしのため、居宅介護や共同生活援助（グループホーム）のニーズは高く、また、相談や緊急時の受け入れなど居住支援の機能をもつ地域生活支援拠点等の充実や共生型サービスの整備が求められている。
- 障害者虐待防止法に関する広報や研修会開催などにより、障がい者虐待の防止に取り組む必要がある。

(1) 生活の支援

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	①障がい福祉サービス等の提供と生活の場の確保	必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障がい福祉サービス等の円滑かつ適切な提供に努めます。 また、障がい福祉サービス等や暮らしに役立つ情報	○障がい福祉サービス・地域生活支援事業・障がい児通所支援等の提供 ○共同生活援助（グループホーム）の充実に向けた支援	障がい福祉課 各保健福祉課

継続		を積極的に発信します。	○入退院時の連絡・調整 ○在宅サービスの調整	地域連携室
継続			○資源物の個別収集	生活衛生課
継続	② 専門職の育成	障がい者福祉に関わる専門職の育成・確保に努めます。	○介護人材確保事業（奨学金等の返還金に対する補助）	障がい福祉課
継続	③ 包括的な支援体制の整備	相談や、地域生活等に対する支援を行う地域生活支援拠点の強化など、包括的な支援体制の充実を図ります。	○地域自立支援協議会の開催 ○地域生活支援拠点の強化 ○介護と障がい福祉の共生型サービスの検討 ○見守りサービスや家族が不在時の代行サービスなど、介護者の負担軽減の方策を検討	障がい福祉課
新規	④ 高齢者福祉との連携	個々の状況を考慮しつつ、介護保険サービスへの移行をスムーズに行うため、介護支援専門員等との連携に努めます。	○相談支援専門員と介護支援専門員等との協議の場の設定	障がい福祉課

(2) 権利擁護体制の充実

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 人権等相談の実施	人権擁護委員による人権相談や市民相談員を配置し、さまざまな人権問題やトラブルの解決に努めます。	○人権擁護委員による人権相談 ○市民相談員の配置	人権推進課
継続	② 虐待の防止	関係機関と連携しながら、虐待防止の啓発を行うとともに、虐待相談窓口の周知に努めます。	○虐待防止の啓発	障がい福祉課
継続	③ 成年後見制度の啓発と利用促進	障がいのある人やその介護者の高齢化、障がいの重度化、「親なき後」などを見据え、成年後見制度の利用促進に努めます。	○基幹相談支援センターの設置 ○成年後見制度の啓発 ○成年後見制度利用支援	福祉相談課 各保健福祉課

基本目標Ⅳ 保健福祉事業と相談体制の充実

基本方針

障がいの早期発見による適切な療育の推進を図るため、健診や健康相談等の充実とその受診率向上に努めるとともに、支援に必要な人材の確保・育成を推進します。

また、障がいのある人やその家族などが、生活困窮など複合的な困難を抱えることがみられることから、相談を身近で受けることができ、支援を必要としている人が必要な福祉サービスを利用できるよう、相談体制の充実に努めます。

社会的背景及びニーズ

- ライフステージに応じた各健診や相談を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療を図る必要がある。
- 発達障がいや障がいの重症化、高齢化など、障がいのある人やその家族が抱える課題はさまざまであり、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実に対するニーズが高まっている。
- 地域共生社会の実現に向け、生活困窮や孤立化、ヤングケアラーなど、さまざまな分野の相談を受け止め、包括的な支援が必要である。
- 精神に障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの充実に取り組む必要がある。
- 障がいのある児童とその保護者を切れ目なく支援していくためには、教育部門と福祉部門の連携が重要である。
- 医療的ケア児等の心身の状況やニーズに応じた適切な支援を図る必要がある。

(1) 障がいの早期発見と療育体制の強化

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 障がいの早期発見・早期療育の推進	発達に不安がある児童の保護者に対し、乳幼児発達支援や児童思春期相談などを継続実施するとともに、健診や健康相談の受診率向上を図り、障がいの早期発見・早期療育につなげます。	○乳幼児発達相談 ○ことばの相談 ○乳幼児健診 ○健康相談	保健福祉課 各保健福祉課
継続			○児童思春期相談 ○就学時発達相談 ○医療的ケア児コーディネーターの配置	福祉相談課 障がい福祉課
継続	② 関係部署の連携による療育の充実	保健・福祉部局、教育委員会等の関係機関が連携し、情報の共有を行いながら、発達に障がいのある人の	○特別支援教育・保育会議の開催	学校教育課 こども未来課

継続		ライフステージに応じた継続的な支援を行います。	○教育支援委員会における教育機関との情報共有	福祉相談課
継続	③ 特別支援教育等担当者への研修機会の提供	障がいのある児童が適切な教育を受けられるよう、保育者や教職員等に対し、研修や専門的アドバイスを受ける場の提供に努めます。	○特別支援教育コーディネーターネットワーク会議の開催 ○市特別支援教育推進員研修会の開催 ○各学校園所特別支援教育研修会の開催	学校教育課 こども未来課
継続	④ 訪問看護の提供	訪問看護の提供により、健康状態の悪化防止や回復に努めます。	○訪問看護の提供 ○医療的ケア児への訪問	訪問看護ステーション

(2) 相談体制の充実

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 行政と事業所の連携による相談・支援体制の強化	基幹相談支援センターを軸に民間の相談支援事業所と連携強化を図り、情報共有や有効な支援策の検討などを行います。 また、関係団体と連携し、支援を必要としている人の早期発見や孤立化防止に努め、面談や相談につなげます。	○基幹相談支援センターの設置 ○相談支援事業所連絡会の開催	福祉相談課 障がい福祉課
継続			○専門の相談支援員を配置 ○民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携	社会福祉課
継続	② 包括的な相談・支援体制の強化	障がいの特性に応じた相談や経済的自立への支援、複合的な生活課題に対処するため、関係部局・機関との連携のもと、包括的な支援を行います。	○基幹相談支援センターの設置 ○生活困窮者自立支援 ○母子・父子相談支援	福祉相談課 社会福祉課 各保健福祉課
継続	③ 身体・精神・知的障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	宍粟市地域自立支援協議会と連携し、地域包括ケアシステムの充実に向けた協議を進めます。	○地域自立支援協議会の開催	障がい福祉課

継続	④ サポートファイルによる情報共有	児童の発達段階において、個別の支援計画などを記録したサポートファイルを作成し、適切な支援情報を関係者に切れ目なく引き継ぎできるよう努めます。	○各学校園所間で教育連携連絡会議の開催	福祉相談課 保健福祉課 各保健福祉課 学校教育課 こども未来課
----	-------------------	--	---------------------	---

基本目標 **V** 安心で配慮のあるまちづくりの実現

基本方針

すべての人が、共に住み慣れた地域で安心して暮らすため、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、多様な障がいに対応した情報発信に努めるなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、地域において安全・安心に暮らせるよう、災害をはじめ緊急時への備えを講じるとともに、防犯に関する啓発に努めます。

社会的背景及びニーズ

- すべての人が分け隔てなく、施設の利用や外出など社会参加できる環境づくりをめざす必要がある。
- 情報の取得・利用において、障がいの種類や程度に応じて情報取得の手段を選択できるとともに、障がいの有無に関わらず同じ内容の情報を同時に得られるよう配慮し、情報格差を解消する必要がある。
- 障がいの特性によっては、災害時に一人で避難できない状況にあることから、個別避難計画の作成・活用により、平時から地域で支え合う体制づくりが重要となっている。

(1) ユニバーサルデザインの推進

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① ユニバーサルデザインの推進	施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが暮らしやすいま	○公共施設のバリアフリー化	各担当課
継続			○市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置	各担当課

		ちづくりに努めます。	○庁舎へ点字ブロックの設置 ○車いすの配置	
継続			○バリアフリーマップの作成 ○バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報の発信	障がい福祉課
拡充	② 民間施設のバリアフリー化	市民がよく利用する民間施設について、バリアフリー化の促進に努めます。	○バリアフリー化の啓発	障がい福祉課

(2) 情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	情報取得・利用への配慮	障がいのある人が円滑に必要な情報を入手できるよう、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティ（情報資源の利用のしやすさ）の向上に努めます。	○市広報紙、しーたん通信、市公式サイト、SNSなどによる情報提供	各担当課
継続			○講演会等に手話通訳・要約筆記者の配置	各担当課
継続			○市広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用	広報情報課
継続			○設置手話通訳者を配置 ○ビデオ通話 ○遠隔手話通訳サービス	障がい福祉課
継続			○「Net119 緊急通報システム」の利用サポート	障がい福祉課
拡充			○動画配信など、情報アクセシビリティの向上のための環境整備に向けた研究を実施	障がい福祉課

(3) 防災・防犯体制の充実

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 緊急時情報提供手段の一層の普及	障がいの特性に応じた緊急時の情報提供を図るとともに、それぞれの情報提供サービスへの加入者の増加に向けた啓発を行います。	○しそう防災ネット、しーたん通信、しそうチャンネルなどによる情報提供	危機管理課
継続	② 避難所の整備	避難所において、安心して快適な避難生活を送れるよう、設備や備品などの点検を行います。	○備品の点検、不足分の補充 ○福祉避難所の開設訓練	危機管理課 福祉相談課 障がい福祉課 各保健福祉課
継続		また、避難生活に特別な配慮を有する避難者を円滑に受け入れるため、福祉避難所の開設訓練に取り組みます。	○災害時用コミュニケーション支援ボード、災害支援用バンダナの周知	障がい福祉課
継続	③ 緊急時の個別支援体制の整備	要支援者名簿や、災害時要支援者マップなどをもとに、災害時に支援を必要とする人に対する個別避難計画の作成に努めます。 また、「把握していない要支援者」の情報取得に努めます。	○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	危機管理課 福祉相談課 社会福祉課 各保健福祉課
継続	④ 防災訓練の実施	自主防災組織や住民、障がいのある人やその家族等の防災訓練への参加を促進し、住民の共助による防災体制の整備に努めます。	○個別避難訓練の実施	危機管理課 福祉相談課 各保健福祉課
継続	⑤ 犯罪被害の防止	犯罪被害や消費者トラブルから守るため、警察とも協力しながら注意喚起に努めます。	○防犯学習及び消費者トラブル防止等の啓発	人権推進課 障がい福祉課

第4章

第7期障がい福祉計画

1 成果目標、サービス見込量の実績

第6期障害福祉計画の成果目標とサービスの見込量に対する進捗状況は次のとおりです。

1 成果目標の実績

地域移行者数は目標に届かず、施設入所者の数は増加しました。地域で暮らしやすい環境を整えるため、引き続き関係機関との協議を重ねる必要があります。福祉施設等からの一般就労については、令和3年度に5人、令和4年度に3人の実績があり、今後も引き続き関係事業所との連携を図るとともに、一般就労の受け入れについて、市内企業への働きかけに努めます。

保健・医療福祉関係者による協議の場や地域生活支援拠点等については、相談支援体制の整備にとどまっており、さらなる機能の充実に向けて協議を進める必要があります。

■成果目標

項目	目標値 (令和5年度末)	実績(見込)
地域移行者数(令和2～5年度)	7人	3人
令和5年度末時点の施設入所者(令和2年度末から2人削減)	120人	125人
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	有	有
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	有	有
福祉施設から一般就労への移行者数(令和5年度)	3人	3人
相談支援体制(総合的・専門的な相談支援の実施)	有	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	50件/年	9件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6件/年	6件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	15回	6回/年
障がい福祉サービス等に係る研修への参加	2人以上	3人
給付審査の分析結果を活用し、事業所等と共有する体制	有	無

2 サービス見込量の実績

(1) 障がい福祉サービスの提供状況

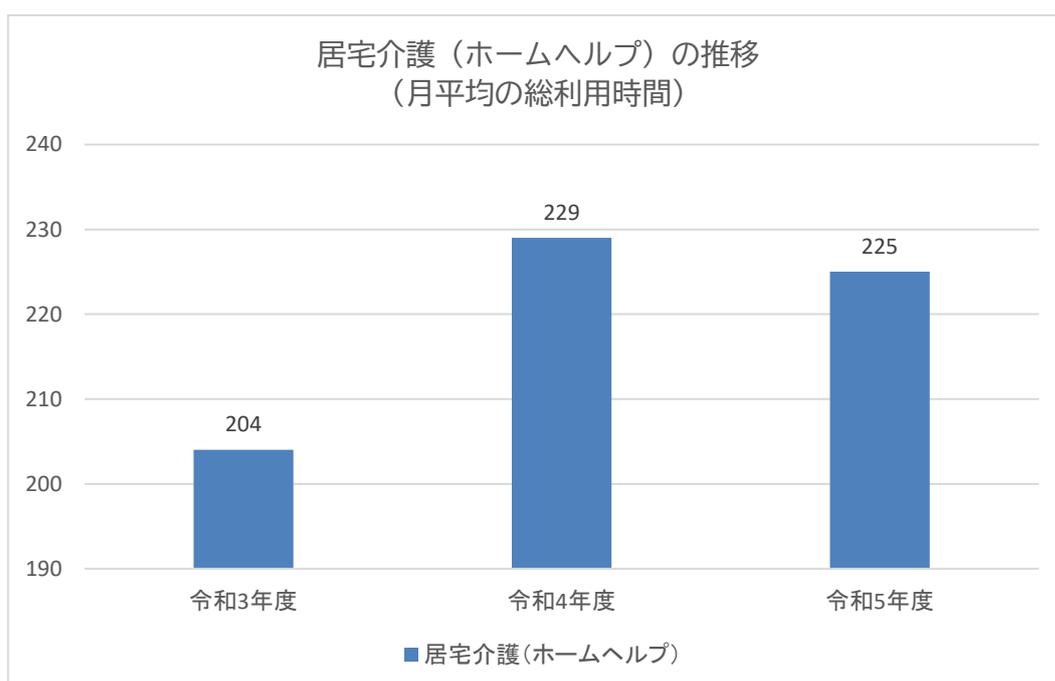
①訪問系サービス

居宅介護は、利用時間、利用人数とも横ばいで推移しています。重度訪問介護は、市外事業所の利用があり、同行援護は、利用時間数で見込量を上回る利用となっています。

今後もニーズに応じた支援ができるよう、サービス提供事業所の充実に努めることが必要です。

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	245	204	275	229	275	225
	人	27	24	28	27	28	26
重度訪問介護	時間	0	0	0	43	0	91
	人	0	0	0	1	0	1
同行援護	時間	45	36	45	52	45	58
	人	7	5	7	6	7	5
行動援護	時間	58	58	58	58	58	10
	人	1	1	1	1	1	1
合計	時間	348	298	378	382	378	384
	人	35	30	36	35	36	33



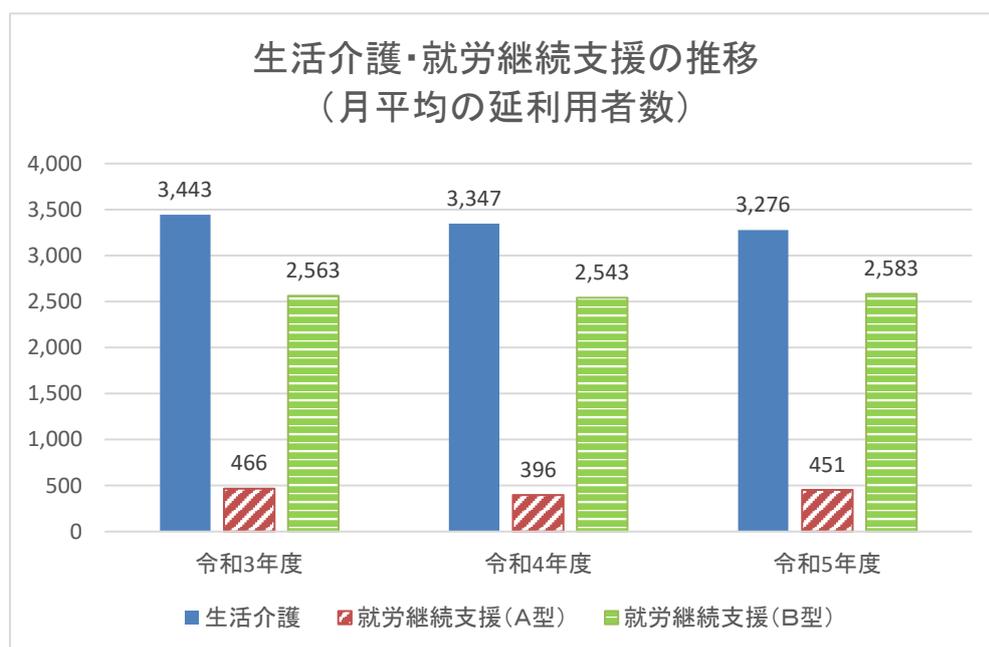
②日中活動系サービス

生活介護の利用者数は、就労が困難な人の受け皿となっており、今後もほぼ横ばいの利用が続くと想定されます。

就労継続支援（A型）の利用は見込量を下回り、就労継続支援（B型）の利用は見込量を超える利用がありました。どちらも利用日数、利用人数は増加傾向にあります。市内では就労継続支援（A型）の開設がありました。一方で就労継続支援（B型）では事業の縮小もあり、日中活動の支援体制に努める必要があります。

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	人日	3,200	3,443	3,200	3,347	3,200	3,276
	人	155	165	155	162	155	159
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	人日	16	23	16	54	16	56
	人	2	1	2	3	2	3
療養介護	人	7	8	7	7	8	7
短期入所(ショートステイ)	人日	113	90	113	58	113	77
	人	15	12	15	9	15	9
就労移行支援	人日	42	38	42	58	42	97
	人	2	2	2	3	2	5
就労継続支援(A型)	人日	465	466	485	396	505	451
	人	23	24	24	21	25	24
就労継続支援(B型)	人日	2,545	2,563	2,560	2,543	2,575	2,583
	人	144	143	145	147	146	150
就労定着支援	人	1	1	1	1	1	0



(優先調達)

就労継続支援事業所等への支援として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」による優先発注に努めましたが、目標額には達しませんでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
市役所からの福祉施設等への優先発注金額	千円	3,300	2,912	3,500	2,787	3,700	3,200

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は、精神に障がいのある人の利用を含めて横ばいの利用で推移しています。今後の地域移行を進めていくために、住まいの確保は重要な取組と位置づけています。

施設入所支援は見込量を上回る利用となっています。

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
共同生活援助(グループホーム)	人	41	44	41	45	46	44
うち、精神に障がいのある人	人	13	17	13	17	16	17
施設入所支援	人	122	128	121	128	120	127

④相談支援

計画相談支援については、見込量を上回る状態で推移しています。令和5年度に1事業所が閉鎖し、現在、4事業所で計画相談に対応しています。

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	人	94	99	96	105	98	105

(2) 地域生活支援事業の提供状況

理解促進研修・啓発事業については、こころの健康講座やパラスポーツ講演会・体験会、みんなをつなぐ心のバリアフリー展などを開催し、市民へ障がいに関する理解の啓発を図っています。

相談支援事業のうち、障がい者相談支援事業は、平成26年度以降2か所を実施するとともに、基幹相談支援センター等機能強化事業として、一般相談の委託を行っています。住宅入居等支援事業については、住宅入居ニーズの把握ができなかったため、専門職の配置にいたっていません。

成年後見制度法人後見支援事業については、関係機関との協議が進まず、実施体制が整いませんでした。

意思疎通支援事業のうち、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、コロナ禍の影響で各種事業が中止されたことを受け見込量を下回りましたが、社会活動の再開により徐々に派遣件数が増えつつあります。また、手話通訳者設置事業については、平成28年度以降、2人の配置を目標に掲げており、2名の確保に向けて引き続き取り組みます。

移動支援事業は見込量を下回る結果となっていますが、利用のニーズは高く、サービスの充実を図り、利用しやすい環境を整えることが必要です。

① 必須事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	850	621	850	676	850	延人数520 (件数308)
	手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	1

※令和4年度の2人のうち1人は手話奉仕員を配置

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護・訓練支援用具		件	1	3	1	8	1	8
自立生活支援用具		件	6	6	6	0	6	0
在宅療養等支援用具		件	4	3	4	7	4	7
情報・意思疎通支援用具		件	6	7	6	6	6	6
排泄管理支援用具		件	845	782	845	680	845	680
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件	1	1	1	0	1	0
小児慢性特定疾病日常生活用具		件	-	1	-	0	-	0
【合計】		件	863	803	863	701	863	701

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
移動支援事業(ガイドヘルプ)	人	8	6	8	6	8	5	
	時間	620	344	620	382	620	331	

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域活動支援センター事業	か所	1	2	1	2	1	2	
	人	8	7	8	8	8	9	

②任意事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
①スポーツ教室等開催事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	1	2	1	1
③自動車改造費助成事業	件	1	2	1	2	1	1
④知的障がい者職親委託	職親登録数	人	4	4	4	4	4
	利用者数	人	1	0	1	0	1
⑤点字・声の広報事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
⑥訪問入浴サービス事業	人/月	1	0	1	1	1	1
⑦更生訓練費給付事業	人/月	2	2	2	2	2	2
⑧生活支援事業(生活訓練等)	人	23	20	23	18	23	23
⑨日中一時支援事業(日中ショートステイ)	人	35	29	35	29	35	35
⑩福祉ホーム事業	人	1	1	1	1	1	1

2 成果目標

令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行等を進める観点から、令和8年度末を目標年度として数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者それぞれが、共同生活援助（グループホーム）など自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしができるよう、地域生活への移行を進めます。

（1）成果目標

目標	目標値	考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	8人	令和4年度末の施設入所者数128人の6%
令和8年度末の施設入所者数の削減数	7人	令和4年度末の施設入所者数128人の5%

（2）福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた取組

施設入所から地域生活への移行を希望する人に対して、住居確保に向けての相談など、関係機関と連携し必要な支援を行います。また、地域生活へ移行した後も生活に必要なサービスを適切に利用できるよう、日中活動の場や共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。

【国の基本指針】

- ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

（１）成果目標

目標	目標値
協議の場の開催	年1回以上
目標設定・評価の実施回数	1回以上

（２）地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

保健・医療・福祉関係者による協議の場である地域自立支援協議会において重層的な支援体制の検討を進めます。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

3 地域生活支援の充実

地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に取り組みます。

（１）成果目標

目標	目標値
居住支援の充実に向けた協議回数	年1回以上
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上

（２）地域生活支援の充実に向けた取組

居住支援の機能の充実を図るため、年1回以上、運用状況の検証・検討を行うとと

もに、強度行動障がいに関してニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めます。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況の検証、検討を実施。
- ・強度行動障がいに対する支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設からの一般就労への移行等を図るため、関係機関と連携し、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

(1) 成果目標

目標値	目標値	考え方
令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	4人	令和3年度実績値（5人）の1.28倍以上は7人となるが、一般就労は社会情勢に左右されるため、直近の実績値3人の1.28倍で設定
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度実績値（1人）の1.41倍以上

(2) 福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組

令和8年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定し、一般就労への移行を進めます。また、市内企業の障がい者雇用の状況を把握するとともに、就労に関する情報を提供するなど雇用を促進するための啓発を行います。

【国の基本指針】

- ・令和8年度中の福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和3年度実績の1.28倍以上（うち、就労移行支援：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上）
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：全体の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・令和8年度末までに就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合：全体の2割5分以上

5 相談支援体制の充実・強化等

さらなる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、各事業所との連携強化を図るとともに、総合的、専門的な相談支援の実施できる体制を強化します。

(1) 成果目標

目標	目標値	考え方
基幹相談支援センターによる相談支援事業所への専門的な指導・助言	10 件	指導・助言件数/年
基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援	5 件	支援件数/年
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施	6 回	実施回数/年

(2) 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めます。また、相談支援事業所連絡会において個別事例の検討を行い、支援体制の改善等に努めます。

【国の基本指針】

- ・令和 8 年度までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のための体制を確保

6 障がい福祉サービス等の質の向上

多様化する障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者へ真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供できているのか検証を行い、サービスの質の向上を図ります。

(1) 成果目標

目標	目標値	考え方
障がい福祉サービス等に係る研修への参加	3人以上	延べ参加人数/年
給付審査の分析結果を活用し、事業所と共有する体制	有	体制の有無

(2) 障がい福祉サービス等の質の向上に向けた取組

適正なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法や障がい福祉サービスの制度に関する研修に市職員の参加を促します。また、給付審査の分析結果を活用し、報酬請求エラーの多い項目について、事業所への注意喚起に努めます。

【国の基本指針】

- ・令和8年度までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

3 サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人で、障がい支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 訪問系サービスの見込量とその確保のための方策

障がいの重度化や介護者の高齢化、社会参加の必要性から、利用時間、人数とも増加で見込んでいます。在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

また、サービス提供事業者と連携により、人材確保や育成にも努めます。

(月平均)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	225	234	243	252
	人	26	27	28	29
重度訪問介護	時間	91	91	91	91
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	58	70	70	70
	人	5	6	6	6
行動援護	時間	10	58	58	58
	人	1	1	1	1
合計	時間	384	453	462	471
	人	33	35	36	37

2 日中活動系サービスの見込量と確保策

(1) 日中活動系サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な人が対象で、障がい者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・成果訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設入所により、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
就労移行支援	就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援（A型=雇成型、 B型=非雇成型）	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

（２）日中活動系サービスの見込量とその確保のための方策

生活介護の利用者数は、今後もほぼ横ばいの利用が続くと見込みます。短期入所は、介護者の事情により利用する場合と将来の施設入所等のための訓練を目的に利用する場合があります、今後も必要とされるサービスと想定し、利用を増加と見込んでいます。

就労継続支援の利用実績は増加傾向にあり、今後の利用も増加で見込みます。就労継続支援については、事業所連絡会の開催や事業所間の連携によりサービスの質の向上を図るとともに、事業所の運営への支援や工賃向上に向けて、優先調達の拡充や販売会の開催、農福連携事業にも取り組みます。

また、市内の企業や関係機関と連携し、就業先の開拓や一般就労への移行を図るとともに、障がい者雇用について啓発を行います。

必要なサービスの提供を維持できるよう、今後も日中活動支援の体制に努めます。

(月平均)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	3,276	3,355	3,355	3,355
	人	159	162	162	162
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	人日	56	56	56	56
	人	3	3	3	3
療養介護	人	7	7	7	7
短期入所(ショートステイ)	人日	77	103	103	103
	人	9	14	14	14
就労移行支援	人日	97	65	65	65
	人	5	4	4	4
就労継続支援(A型)	人日	451	451	470	470
	人	24	24	25	25
就労継続支援(B型)	人日	2,583	2,600	2,617	2,634
	人	150	151	152	153
就労定着支援	人	0	2	2	2

(優先調達)

前計画で目標を達成できなかったため、引き続き、同額を計画の目標値に設定します。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市役所からの福祉施設等への優先発注金額	千円	3,200	3,300	3,500	3,700

3 居住系サービスの見込量と確保策

(1) 居住系サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 居住系サービスの見込量とその確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は、介護者の高齢化を背景にニーズが高いサービスであり、施設入所者や医療機関の入院患者が地域生活への移行を行う上でも重要なサービスとなっています。今後の利用は横ばいで推移すると見込んでいますが、定員増加やバリアフリー化の促進などにより、ニーズに応じた支援が行えるよう、サービス提供事業者との連携に努めます。

施設入所支援については、地域との交流を促進するとともに、地域生活への移行を進めるにあたっては、個々の実情を十分理解した上で検討を行います。また、自立生活援助については、引き続き、事業を担うサービス提供事業者の確保に努めます。

(月平均)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人	44	45	45	45
うち、精神に障がいのある人	人	17	17	17	17
施設入所支援	人	127	127	127	127

4 相談支援サービスの見込量と確保策

(1) 相談支援サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に際し、課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している人が地域生活へ移行するため、支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保の調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 相談支援サービスの見込量とその確保のための方策

障がい福祉サービス等を利用しようとするすべての人が計画相談支援を利用できるように、利用実績に基づき利用者数を見込みます。相談支援事業所が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障がい福祉サービスを提供できるように努めます。

地域移行支援と地域定着支援については、利用実績がないため、利用を見込んでいませんが、利用希望に対応できる支援体制の確保に努めます。

(月平均)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	105	107	107	107

5 地域生活支援事業（必須事業）の見込量と確保策

(1) 地域生活支援事業（必須事業）の概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいに関する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障がい者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な人に、入居への支援、家主等への相談、助言等を行います。

成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するために必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または、それらの人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に配置します。
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具や自立生活支援用具、排泄管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 地域生活支援事業（必須事業）の見込量とその確保のための方策

理解啓発をはじめ各種事業について、在宅の日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するため、引き続き事業の継続に取り組みます。今後の利用量は、前計画期間中の実績を踏まえて見込みます。

理解促進研修・啓発事業については、市の広報紙、市公式サイト、講演会等を通じて、市民へ障がいに関する理解の啓発を図るとともに、福祉制度を広く市民に周知するよう取り組みます。

障がい者相談支援事業や基幹相談支援センターについては、これまでどおり事業を実施するとともに、より適切な支援が行えるよう、人材確保・育成に取り組みます。

住居入居等支援事業、成年後見制度法人後見支援については、事業のニーズを見極めながら、実施体制の検討を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加を促進するため、十分な派遣が行えるよう、人材の確保・育成を図ります。また、引き続き市役所に手話通訳技能を有する職員の配置に努めます。

移動支援事業については、社会参加をさらに促進するため、人材確保に取り組むなどサービスの充実に努めます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	延人数520 (件数308)	延人数600 (件数350)	延人数600 (件数350)	延人数600 (件数350)
	手話通訳者設置事業	人	1	2	2	2

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	8	8	8	8
自立生活支援用具	件	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件	680	680	680	680
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	0	0	0
小児慢性特定疾病日常生活用具	件	0	0	0	0
【合計】	件	701	701	701	701

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業(ガイドヘルプ)	人	5	6	6	6
	時間	331	397	397	397

サービス名		令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2	2
	人	9	9	9	9

6 地域生活支援事業（任意事業）の見込量と確保策

(1) 地域生活支援事業（任意事業）の概要

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	スポーツ活動を通じて、体力増強や、交流・余暇活動等の充実を図ることにより、社会参加を推進し、福祉の増進を図ります。

自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労等の社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	就労等社会活動への参加及び自立更生のため、身体に障がいのある人が取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人に対して、事業経営等を行っている職親の協力のもと、一定期間、職場体験を通じた日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行います。
点字・声の広報等事業	視覚に障がいのある人に対して、社会生活上必要な情報を点字、テープ等を提供することで、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体に障がいのある人の身体の清潔を保持し、心身機能の維持を図ります。
更生訓練費給付事業	入所または通所での治療や訓練のための更生訓練費を支給し、社会復帰と自立を支援します。
生活支援事業（生活訓練等）	日常生活上必要な訓練・指導を行います。
日中一時支援事業 （日中ショートステイ）	日中における見守りや活動の場の確保、家族等介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）の見込量とその確保のための方策

前計画期間中の実績を踏まえて利用量を見込みます。

利用者のニーズを把握し、サービスを必要とする人に適切に情報が伝わるよう、制度の周知に努めます。

サービス名		単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①スポーツ教室等開催事業		実施の有無	有	有	有	有
②自動車運転免許取得費助成事業		件	1	1	1	1
③自動車改造費助成事業		件	1	1	1	1
④知的障がい者職親委託	職親登録数	人	4	4	4	4
	利用者数	人	0	0	0	0
⑤点字・声の広報事業		実施の有無	有	有	有	有
⑥訪問入浴サービス事業		人/月	1	1	1	1
⑦更生訓練費給付事業		人/月	2	2	2	2
⑧生活支援事業(生活訓練等)		人	23	23	23	23
⑨日中一時支援事業(日中ショートステイ)		人	35	35	35	35
⑩福祉ホーム事業		人	1	1	1	1

7 市単独事業による支援策

障がい福祉サービス等に加えて、より地域性の高い課題に対応した市単独の取組を実施することで、日常生活や社会参加を支援するなど、過ごしやすい環境づくりに努めます。

①外出支援サービス事業

外出が困難な障がいのある人や高齢者に対して、自宅と医療機関、日常生活や社会参加に必要な行先との間の送迎を提供し、外出を支援します。

②障がい者（児）通所支援金支給事業

日中活動や療育訓練のために通所する人に通所費を支給します。

③療育事業

訓練士による専門的な療育訓練を実施し、療育体制の充実と強化を図ります。

④西播磨療育事業

西播磨地域の児童に対して、療育訓練を実施し、療育体制の充実と強化を図ります。

第5章

第3期障がい児福祉計画

1 成果目標、サービス見込量の実績

第2期障害児福祉計画の成果目標とサービスの見込量に対する進捗状況は次のとおりです。

1 成果目標の実績

児童発達支援センターは西播磨圏域で1か所設置しており、センターと同様のサービスを提供する市内事業所により、利用者の支援を行うことができます。

主に心身に重度の障がいのある児童を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、事業所の確保に至っておらず、対象児のニーズを把握し、今後も整備に向けた取組が必要になります。

■成果目標

項目	目標値 (令和5年度末)	実績(見込)
児童発達支援センターの設置数	有(圏域)	有(圏域)
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有	有
主に心身に重度の障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所の確保数	1か所	無
主に心身に重度の障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所	無
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	2人

2 サービス見込量の実績

児童発達支援は利用ニーズが高く、見込量を前期より増加で見込んでいましたが、利用日数・利用人数とも横ばいで、見込量を下回りました。

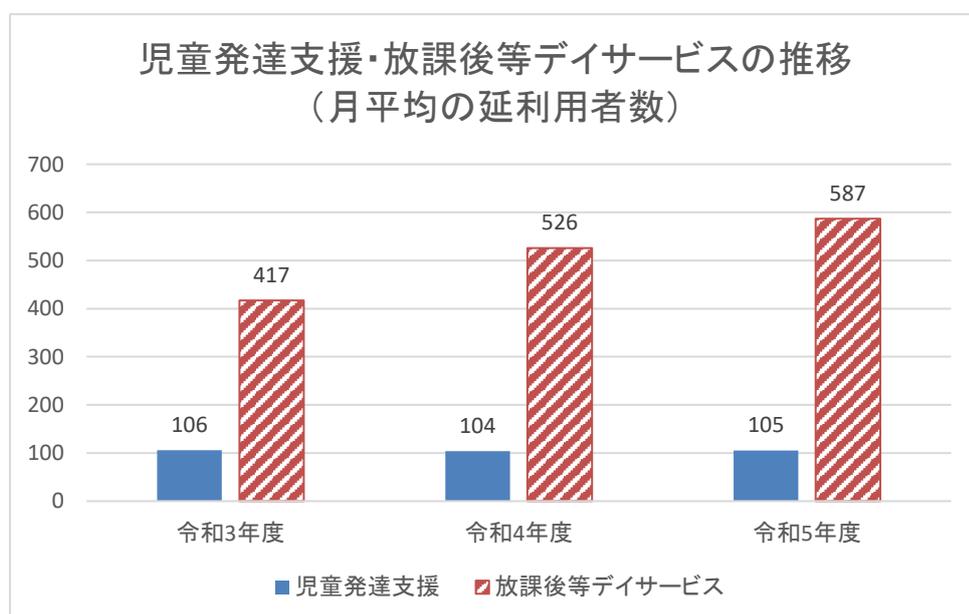
放課後等デイサービスは、事業者の新規参入があり、利用人数は見込みどおり増加傾向で推移しました。

医療型児童発達支援については、サービスの提供体制が整いませんでした。

医療的ケア児コーディネーターについては、見込みどおり令和3年度から基幹相談支援センターに2名の配置を確保できています。

(月平均)

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	人日	142	106	172	104	202	105
	人	39	35	42	35	45	38
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	1	0
	人	0	0	0	0	1	0
放課後等デイサービス	人日	485	417	545	526	625	587
	人	71	73	74	77	78	78
保育所等訪問支援	人日	2	1	3	1	4	1
	人	1	1	2	1	2	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	1	0	6	0	10
	人	0	1	0	1	0	2
障がい児相談支援	人	27	27	28	28	29	33
医療的ケア児コーディネーター配置	人	1	2	1	2	1	2



2 成果目標

令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

第3期宍粟市障がい児福祉計画では、障がいのある児童や発達のがかりな子どもに対してライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるため、令和8年度末を目標年度として数値目標を設定します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標

目標	目標値
令和8年度末までに児童発達支援センターの設置数	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所
令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人
令和8年度末までに障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置	有

（2）障がい児支援の提供体制の整備等に向けた取組

障がいのある児童の地域支援体制の充実を図るため、事業所との連携に努めるとともに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置に向けて取り組みます。

また、医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議を行います。

【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所設置
- ・障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

-
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保
 - ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

3 サービスの見込量と確保策

障がい児通所支援等の見込量と確保策

(1) 障がい児通所支援等（児童福祉法に基づくサービス）の概要

サービス名	内容
児童発達支援	療育の必要性があると認められる未就学の児童に、日常生活の基本的な動作、集団生活の適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校などに通う、療育の必要性があると認められる児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	相談支援専門員が、心身の状況などを聞き取り、児童福祉サービス利用のための計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置を行います。

(2) 障がい児通所支援等の見込量とその確保のための方策

障がいの早期発見や相談体制の充実、保護者の早期療育への意識の高まりや多様なサービスの提供により、療育支援に対するニーズが高くなっています。療育支援を受けられる体制を確保するとともに、質の高いサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者へ働きかけます。また、療育を必要とする児童の障がい特性に応じ、切れ目のない支援を行います。

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、利用のニーズが高いため、今後の利用を増加で見込みます。

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置します。

(月平均)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	105	111	111	111
	人	38	40	40	40
放課後等デイサービス	人日	587	595	603	611
	人	78	79	80	81
保育所等訪問支援	人日	1	1	1	1
	人	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	10	10	15	15
	人	2	2	3	3
障がい児相談支援	人	33	34	35	36
医療的ケア児コーディネーター配置	人	2	2	2	2

1. 障がい者施策に関わる主な法整備

主な法整備	時 期	内 容
障害者権利条約の批准	平成26年 1月批准	障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、その人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。障がいのある人に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野にわたっている。
難病の患者に対する医療等に関する法律の公布	平成27年 1月施行	難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立している。
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正	平成28年 4月施行	雇用の分野において障がいのある人に対する差別を禁止することや、精神に障がいのある人を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが明記されている。（法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成30年4月1日施行）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の公布	平成28年 4月施行	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に公布された。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務（民間事業者は努力義務）が定められている。
成年後見制度の利用の促進に関する法律の公布	平成28年 5月施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示されている。
発達障害者支援法の改正	平成28年 8月施行	発達障害者支援法が改正され、ライフステージに通じた切れ目のない支援、家族などを含めたきめ細かな支援など、発達障がいのある人の支援の一層の充実を図っている。
介護保険法等の改正	平成30年 4月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、平成29年6月に公布された。高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスを位置づけている。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	平成30年 4月施行	障がいのある人の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、児童支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を行うことを目的としている。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正	平成30年 4月施行	地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的支援体制の構築するため、改正された。複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存制度で解決が困難な課題の解決を目的としている。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の公布	平成30年 6月施行	文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に公布された。文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の公布	令和元年 6月施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などにより、読書が困難な人の読書環境を整備することをめざしている。障がいの有無に関わらずすべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目的としている。
障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の改正	令和2年 4月施行	障がい者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がいのある人の雇入れ及び継続雇用の支援などについて定められている。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の公布	令和3年 9月施行	令和3年6月に公布。医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することを基本理念に掲げ、医療的ケア児の健やかな成長や、その家族の離職防止を図ることなどを目的としている。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の改正	令和6年 4月施行	令和3年5月の法改正により、民間事業者にも合理的配慮の提供義務が義務づけられた。
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の公布	令和4年 5月施行	令和4年5月に公布。情報の取得及び利用、意思疎通のための施策を総合的に推進することを目的としている。
児童福祉法の改正	令和6年 4月施行	児童発達支援センターの役割の明確化や児童発達支援の類型の一元化などにより、子育て世帯に対する包括的な支援を目的としている。
障害者総合支援法の改正	令和6年 4月施行	地域生活の支援体制の充実や、多様な就労ニーズに対する支援などに取り組むことにより、障がいのある人の希望する生活を実現することを目的としている。

2. 宍粟市地域自立支援協議会 名簿

任期：令和7年4月30日まで

No	氏名	役職	所属団体等	備考
1	竹内 克史	会長	公立宍粟総合病院（姫路北病院）	地域医療機関医師
2	中村 美香		西播磨障害者就業・生活支援センター	
3	濱本 さとみ		兵庫県西播磨圏域コーディネーター	
4	春名 郷子		宍粟市民生委員児童委員協議会連合会	会長
5	内海 英満		宍粟市身体障害者福祉協会	
6	見當 智	副会長	宍粟市手をつなぐ育成会	会長
7	鷹江 正義		宍粟すぎの木家族会	会長
8	黒宮 マキ子		公募委員	
9	進藤 弘子		宍粟市ボランティア連絡会	
10	東 由美		宍粟市社会福祉協議会	事務局次長
11	塚崎 暁則		就労支援事業所連絡会（すみれ）	会長
12	堂田 俊彦		障害者支援施設 しそう自立の家	施設長
13	坂口 信裕		障害者支援施設 はりま自立の家	施設長
14	藤本 景子		相談支援事業所連絡会（相談支援センターゆめぷらん）	
15	塚本 ゆきみ		龍野健康福祉事務所	生活福祉課長
16	三木 寿和		宍粟市特別支援教育推進協議会	蔦沢小学校長
17	武末 一彦		龍野公共職業安定所	雇用指導官
18	三宅 あゆみ		宍粟市保健福祉課	
19	榎谷 米男		宍粟市商工会	事務局長

3. 計画策定経過

	内容
令和4年6月2日(木)	令和4年度第1回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画、第7期穴粟市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定方針(案)について
令和4年10月13日(木)	令和4年度第2回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画等の策定に係る生活実態調査の実施について
令和5年1月13日(金)～ 2月15日(水)	生活実態調査の実施
令和5年3月2日(木)	令和4年度第3回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画等の策定に係る生活実態調査について(途中経過報告) ・第4次障がい者計画等の策定のための事業者アンケートについて
令和5年3月28日(木)～ 4月21日(金)	事業者アンケートの実施
令和5年6月1日(木)	令和5年度第1回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画、第7期穴粟市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について(策定方針の提示、生活実態調査及び事業者アンケートの結果報告)
令和5年7月27日(木)	令和5年度第2回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画等の骨子案(体系・構成)について (体系・構成案の提示、アンケート等の分析結果報告)
令和5年10月5日(木)	令和5年度第3回穴粟市地域自立支援協議会 ・第4次障がい者計画等の素案について
令和5年12月11日(月) ～ 令和6年1月10日(水)	パブリックコメントの実施
令和6年3月7日(木)	令和5年度第4回穴粟市地域自立支援協議会 ・パブリックコメントの実施結果及び市議会からの意見に対する修正内容について

4. 用語集

あ

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）」と定義されている。これに関係して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態をいう。

か

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

●合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障がいとなることやもの、状況など）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。

さ

●差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

●肢体不自由

「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号において、身体障がいの内容を「視覚障害」、「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」、「肢体不自由」、「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がいのある人の総称。

●就労継続支援事業所

企業などで働くことが困難な障がいのある人へ、生産活動の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行う事業所のこと、雇用契約を結んで利用する「A型」と雇用契約を結ばない「B型」がある。

●手話通訳者

言語・聴覚に障がいのある人の意思疎通が困難な場合に、手話を用いて意思疎通の支援を行う人。都道府県が実施する全国手話通訳者統一試験に合格して手話通訳者として登録された人。

●身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等がある。

●精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

●成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神に障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

●相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者

た

●知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

●特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等のある児童生徒のために、小・中学校に設置された学級。

●特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重いこどもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

な

●難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

は

●発達障がい

自閉症スペクトラム障害、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（「発達障害者支援法」第2条）

●ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

や

●要約筆記

難聴者や中途失聴者等に、会議や授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。



●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

第4次宍粟市障がい者計画
第7期宍粟市障がい福祉計画
第3期宍粟市障がい児福祉計画

発行：宍粟市 健康福祉部 障がい福祉課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL 0790-63-3101 (直) FAX 0790-63-3062

e-mail shogaifukushi-kk@city.shiso.lg.jp
